

入札説明書

令和4年札幌市告示第729号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和4年3月7日

2 契約担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通14丁目南5-32

札幌市白石区土木部維持管理課事務係 電話 011-864-8125 FAX 011-864-4530

メールアドレス sh.doboku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
ア 白石区遊器具等維持管理業務（南地区）
イ 白石区遊器具等維持管理業務（北地区）
- (2) 調達案件の仕様等
設計図書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）による。
- (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所
札幌市白石区

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、に登録されている者であること。
- (3) （一社）日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を直接雇用していること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- (1) 質問について
入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。
ア 質問方法 電子メール、持参、ファクシミリのいずれかの方法により提出すること。
イ 質問先 上記2に同じ。
ウ 質問期限 令和4年3月10日（木）午後5時
- (2) 回答について
回答文については、白石区ホームページ上で公開する。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

- ア 白石区遊器具等維持管理業務（南地区）令和 4 年 3 月 18 日（金）10 時 00 分
 - イ 白石区遊器具等維持管理業務（北地区）令和 4 年 3 月 18 日（金）10 時 30 分
- 札幌市白石区本通 14 丁目南 5-32 札幌市白石区土木センター会議室

(3) 入札書の受領期限

令和 4 年 3 月 18 日（金） 9 時 30 分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 入札書の提出方法

- ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 4 年 3 月 18 日 10 時〇〇分開札〔白石区〇地区遊器具等維持管理業務〕の入札書在中」（〇部分には相当する事項を記載）を記載し、上記 1 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ウ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙様式）を提出しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札の無効

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場

合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記6(8)アによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

(1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

9 添付様式(6)により作成すること。

(2) 添付書類

以下の書類（任意様式）を添付書類として提出すること。

ア 競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 上記4(3)の資格、雇用を確認できる書類

ウ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿

(3) その他

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

添付様式契約書（案）のとおり。

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし送付又は電送によるものは受け付けない。

9 添付様式

(1) 入札書

(2) 委任状

(3) 契約書（案）

(4) 質問票

(5) 札幌市競争入札参加者心得

(6) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	白石区遊器具等維持管理業務（南地区）

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

（あて先）札幌市長

入 札 者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

	住	所	
委任者	商号又は名称		
	職・氏名		印

調達件名 白石区遊器具等維持管理業務（南地区）

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 白石区遊器具等維持管理業務（南地区）

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|---------------------------|---|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 円） | |
| 2 履行期間 | 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで | |
| 3 契約保証金 | 免除 | |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注）印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

仕様書の内容等に対する質問票

令和4年 月 日

白石区土木部維持管理課 あて

会社名

電話番号

FAX番号

担当者氏名

入札予定日	令和4年3月18日(金)
調達件名	白石区遊器具等維持管理業務(南地区)
質問内容	

※回答はホームページに掲載いたします。

※提出期限 令和4年3月10日(木)午後5時

《質問票提出先》

札幌市白石区本通14丁目南5-32

白石区土木部維持管理課

TEL 011-864-8125

FAX 011-864-4530

メールアドレス

sh.doboku@city.sapporo.jp

札幌市競争入札参加者心得

平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁
平成 20 年 3 月 31 日一部改正
平成 20 年 7 月 1 日一部改正
平成 21 年 9 月 17 日一部改正
平成 26 年 2 月 14 日一部改正
平成 29 年 2 月 2 日一部改正
平成 29 年 3 月 15 日一部改正
平成 29 年 11 月 20 日一部改正
平成 30 年 4 月 5 日一部改正
令和元年 9 月 30 日一部改正

本市が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する場合は、この心得を遵守してください。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号。以下「契約規則」という。）等も遵守してください。

1 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、入札の告示又は指名通知書（以下「告示等」という。）で明らかにしますので、必ず確認してください。

1 の 2 入札保証金等

告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札参加者は、期限までに次のとおり、税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供してください。ただし、工事における入札保証の取扱 試行要領（平成 20 年 7 月 1 日財政局理事決裁）第 3 条の規定により入札保証金が免除された場合は、それに係る証券又は証書を期限までに提出してください。

- (1) 入札保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、入札保証金提出書とともに提出してください。
- (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、歳入歳出外有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 入札保証金の免除が損害保険会社の入札保証保険契約の締結によるときは、その保険証券を提出してください。
- (5) 入札保証金の免除が金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約の締結によるときは、その契約保証の予約の証書を提出してください。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。
- (2) 入札参加者は、入札書（契約規則別記様式）に必要な事項を記入し、記名、押印（あらかじめ届けた使用印鑑に限る。）してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函してください。なお、送付による入札を認める場合は、その方法及び条件等は入札説明書で明示します。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。
- (5) 入札書及び代理人が入札する場合の委任状の押印について、インク浸透印等（経年劣化により印影の確認が困難となるもの等。以下同じ。）は、使用しないでください。

3 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができます。また、告示等で指定された入札時刻に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、入札を辞退する場合には、次の手続き

をしてください。

ただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、入札辞退届を提出してください。

(2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。

4 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

5 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

6 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

7 開札

(1) 開札への立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は認められません。

(2) 入札者等が立ち会わない場合には、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

(1) 告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、期限までに、入札保証金の納付がないもの若しくは領収済の納付書の提出がないもの又は上記 1 の 2(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないままなされた入札

(2) 登録に基づく入札参加資格がない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 同一入札において、入札者等が 2 通以上の入札をしたときはその全部の入札

(6) 同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札

(7) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

(8) 入札書記載事項（入札金額、名称、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札

(9) 入札に関し不正の行為をした者の入札

(10) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札

(11) インク浸透印等により押印がなされた入札

(12) その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

(1) 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします（収入の原因となる入札を除く。）。ただし、下記 10 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがあります。

(2) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（以下「申出書」という。）を提出してください。（申出書の提出がない場合は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるとみなします。）ただし、告示等において申出書の提出時期等を明示している場合は、明示された提出時期等に従ってください。

10 最低価格の入札参加者以外の者を落札者とすることがある場合

(1) 最低制限価格を設定している入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

(2) 最低制限価格を設定せず、低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設定している入札において、その基準価格を下回る入札があった場合には、落札を保留とします。この場合、当該入札を行った者に対して本市が調査を行い、当該調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再度入札を行うことができないときは、本市が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は再度入札には参加できません。ただし、札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成 14 年 12 月 24 日財政局理事決裁）第 3 条第 1 項に定める対象工事及び委託業務は除きます。
- (3) 再度入札の回数は、原則として 2 回までとします。

12 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。

13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 議会の議決に付すべき契約の場合は、落札者は、本市が交付する仮契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (3) 落札者が正当な理由なく、本市が指定する期限までに契約書、又は仮契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。その場合、当該落札者は、参加停止措置等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

14 契約保証金等

落札者は、落札決定後（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後）、契約書の案を提出するときまでに次のとおり、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約規則第 25 条の規定により契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、契約保証金提出書とともに提出してください。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出してください。
- (5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出してください。

15 調査協力義務

入札参加者は、本市（本市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力しなければなりません。

16 異議の申立て

入札者等は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

17 準用

この入札心得は、随意契約について準用します。

附 則

この心得は、平成 15 年 10 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 20 年 4 月 1 日以降に執行される入札から適用する。
- 2 電子入札システムを使用して行う入札における取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この心得は、平成 20 年 7 月 22 日以降に執行される入札から適用する。
- 2 告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札保証金等の取扱いについては、この心得の他、別に定めるところによるものとする。

附 則

この心得は、平成 21 年 9 月 30 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 26 年 2 月 19 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 2 月 2 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日以降に告示、指名通知その他契約に係る申し込みの誘引が行われた入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 12 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 30 年 4 月 5 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、令和元年 10 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和4年3月7日付けで入札告示のありました、白石区遊器具等維持管理業務（ 地区）に係る入札参加資格について、下記の書類を提出します。

また、下記1の要件をすべて満たしていること、並びに下記2の書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、に登録されている者であること。
- (3) (一社) 日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を直接雇用していること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

2 添付書類

- ☐ 履行実績について、当該業務の業務内容の履行を確認できる契約書、仕様書等の写し。
- ☐ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- ☐ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し
- ☐ その他（ ）

注1 添付した書類については、書類名の左の□にチェックすること。

注2 その他の書類を添付した場合は、() 内に当該書類の名称を記載すること。